

愛媛県アーチェリー協会 規約

愛媛県アーチェリー協会 事務局

今治市大西町別府 2298-2

(0 8 9 8) 5 3 -6184

愛媛県アーチェリー協会 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は愛媛県アーチェリー協会と称する。(E・A・A)

第 2 条 本会を今治市大西町別府 2298-2 に置く。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本会はアーチェリー（洋弓）の健全な普及と発展をはかり、スポーツ文化の発展に資することを目的とする。

第 4 条 本会は愛媛県のアーチェリー団体を代表して、全日本アーチェリー連盟、四国地区アーチェリー連盟ならびに愛媛県スポーツ協会に加盟する。

第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. アーチェリーの諸競技を計画実施し、その技術やルールを指導する。
2. 各会の競技を主催または主管する。
3. アーチェリーの施設の整備や建設ならびに改善をする。
4. アーチェリーの練習競技に必要な用具などの斡旋、紹介。
5. アーチェリー競技の底辺拡大とその技術の向上
6. アーチェリーの公認審判員の育成
7. その他、本会の目的遂行に必要な事業

第 3 章 組 織

第 6 条 本会は県内のアーチェリー支部団体および愛好者を持って組織する。

第 7 条 本会の会員は入会に際して、年会費一人 10,000 円を納入するものとする。

第 8 条 本会に入会希望者は定めの手続き書に署名捺印の上、申し込まなければならない。

第 9 条 会員が退会しようとする時は、理由を附して届け出なければならない。

第 10 条 会員が会費を滞納し、または規約に違反、もしくは本会の対面を汚す行為があったときは、役員会の決議により除名することができる。

第 4 章 役 員 等

第 11 条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 数名
3. 理事長 1 名
4. 理 事 数名

- 5. 会計 1名
- 6. 監事 数名

第12条 本会は前条のほか次の役員をおく。

- 1. 顧問 若干名
- 2. 参与 若干名

第13条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

第14条 役員は任期終了後といえども後任者の就任までその職務を行うものとする。

役員に欠員が生じた時には、役員会において後任者を推薦し、会長がこれを任命する。この場合後任者の任期は残任期間とする。

第15条 会長は本会を代表し、会を統率し会議の議長となる。

第16条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の代行をする。

第17条 理事長は会長 副会長を補佐し、本会の運営について重要事項を審議し本会の実務を処理する。

第18条 理事は本会運営について、重要事項を審議し会務に参画する。

第19条 専門委員は、本会の意思を代表して、愛媛県スポーツ協会 全日本アーチェリー連盟及び各市町村の評議委員会に出席する。

第20条 顧問・参与は重要事項について諮問に応ずる。

第5章 会議

第21条 本会の会議は通常総会、臨時総会、役員会、理事会の四種とする。

第22条 通常総会は毎年決算期終了後3ヶ月以内に会長が召集する。

第23条 臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員総数の3分の1以上の請求があった場合開く。

第24条 役員会は必要が生じた時、会長が召集し開く。

第25条 理事会は必要が生じた時、理事長が召集し開く。

第26条 総会の議に附する事項は次の通りとする。

- 1. 前年度の事業報告と決算書の承認
- 2. 本年度の事業計画と予算書の決定
- 3. 役員を選任と規約の変更
- 4. その他の重要事項の決定

第27条 役員会の議に附する事項は次の通りとする。

- 1. 総会に提出する一切の事項の審議
- 2. 本会の運営に関する事項

3. その他の必要な事項

第28条 本会の総会は、会員の過半数、役員会は役員の三分の二以上で成立し、議長は出席者の三分の二以上をもって決する。

第6章 会 計

第29条 本会の経費は、会費・寄付金・補助金・助成金を以ってこれに充てる。

第30条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第31条 会費は毎年会計年度が始まってから2ヶ月以内に新年度の会費を納入しなければならない。

付 則

第1条 本規約は平成21年4月1日から実施する。

~~第2条 中途入会者の年会費は月割とする。~~

第3条 国体の県代表を決定する為に、国体選手選考委員会をおく。

昭和44年	5月	1日	制定施行
平成3年	10月	1日	改定施行
平成8年	4月	1日	改定施行
平成21年	4月	1日	改定施行
平成31年	4月	1日	改定施行
令和3年	4月	1日	改定施行